

# 安全データシート

作成日 2007年 5月 9日

改訂日 2016年06月20日

## 1.製品及び会社情報

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 製 品 名     | OSカラーSK-E         |
| 会 社 名     | オバナヤ・セメントックス株式会社  |
| 住 所       | 三重県いなべ市北勢町東村 1339 |
| 電 話 番 号   | 0594-72-6488      |
| F A X 番 号 | 0594-72-6253      |
| 担 当 部 門   | 製造部 工場管理課         |
| 整 理 番 号   | M3308             |

## 2.危険有害性の要約

### GHS分類

#### 健康に対する有害性

皮膚腐食性及び刺激性: 区分2

眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性: 区分1

発がん性: 区分2

特定標的臓器毒性(単回ばく露): 区分2

特定標的臓器毒性(反復ばく露): 区分1

特定標的臓器毒性(反復ばく露): 区分2

### GHSラベル要素



注 意 喚 起 語: 危険

危 険 有 害 性 情 報: 皮膚刺激

重篤な眼の損傷

発がんのおそれの疑い

臓器の障害のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

## 3.組成・成分情報

単一製品・混合物の区分: 混合物

| 成分名            | 含重量(%) | CASNo.      | 化審法番号  |
|----------------|--------|-------------|--------|
| エチレングリコール      | 1 - 10 | 107-21-1    | 2-230  |
| 酸化チタン(IV)      | 0 - 20 | 13463-67-7  | 1-558  |
| カーボンブラック       | 0 - 10 | 1333-86-4   | -      |
| 酸化第二鉄          | 0 - 20 | 1309-37-1   | 1-357  |
| 合成非結晶質シリカ      | 0 - 1  | 112926-00-8 | 1-548  |
| 二酸化ケイ素         | < 1    | 7631-86-9   | 1-548  |
| 酸化水酸化鉄(III)    | 0 - 20 | 20344-49-4  | -      |
| フタロシアニンブルー     | 0 - 10 | 147-14-8    | 5-3299 |
| 塩素化フタロシアニングリーン | 0 - 10 | 1328-53-6   | 5-3315 |

注記: これらの値は、製品規格値ではありません。

### 危険有害性成分

安衛法「通知すべき有害物」該当成分

エチレングリコール、酸化チタン(IV)、カーボンブラック、酸化第二鉄、合成非結晶質シリカ、二酸化ケイ素、酸化水酸化鉄(III)、フタロシアニンブルー、塩素化フタロシアニングリーン

## 4. 応急措置

### 応急措置の記述

一般的な措置： 気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：

医師の診断/手当を受けること。直ちに医師に連絡すること。

吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師の診断/手当を受けること。

皮膚(又は髪)に付着した場合：

付着物を清浄な乾いた布で素早く拭き取る。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

衣類にかかった場合は、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水と石鹸で優しく洗うこと。

汚染された衣類を全て脱ぐこと。

外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断/手当を受けること。

眼に入った場合： 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。

眼の中に全て水が行き届くように洗浄する。

眼をこすらせてはならない。

眼の刺激が続く場合は医師の診断/手当を受けること。

医師にばく露物質名、防護のための注意を通知する。

飲み込んだ場合： 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

飲み込んだ場合、直ちに医師の診察を受け、医師にその容器又はラベルを見せる。

### 医師に対する特別な注意事項

特別な措置が必要である。

## 5. 火災時の措置

消火剤： 周辺設備に適した消火剤を使用する。

火災の場合は霧状水、噴流水、泡、耐アルコール泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂を使用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項/保護具及び緊急時措置：

回収が終わるまで十分な換気を行なう。

換気不十分な場所で漏洩を処理するときは自給式呼吸保護具を着用する。

適切な保護具を着用する。

こぼれた場所はすべりやすいため注意する。

着火源を取り除くとともに換気を行なう。

風上から作業し、風下の人を退避させる。

安全に対処できる場合は漏洩を止める。

環境に対する注意事項：

漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材：

不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。

多量に流出した場合、盛土で囲ってのち処理する。

二次災害の防止策：

漏出物を回収すること。

汚染箇所を洗剤、水で洗い流す。

回収物の廃棄方法については、専門家の指示を求める。

安全に対処できるならば漏洩を止めること。

排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

注意事項： 皮膚に触れないようにする。

眼に入らないようにする。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないようにする。(取扱者のばく露防止)

**安全取扱注意事項:**

- 使用前に取扱説明書を入手すること。
- 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- 保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用すること。
- 取扱い後は手、汚染箇所をよく洗うこと。
- 取扱中は飲食、喫煙してはならない。

**配合禁忌等、安全な保管条件**

- 適切な保管条件: 涼しいところに置くこと。
- 国際/国/地方の規則に従って保管すること。
- 施錠して保管すること。

**避けるべき保管条件:**

- 日光から遮断し、50°C以上の温度にばく露しないこと。
- 飲食物、動物用飼料から離して保管する。

---

## 8.ばく露防止及び保護措置

**管理指標**

- 管理濃度: データなし
- 許容濃度: (酸化チタン(IV))  
日本産衛学会(2013)0.3 mg-ナノ粒子/m<sup>3</sup>  
(エチレングリコール)  
ACGIH(1992)STEL: (上限値 100 mg/ m<sup>3</sup>(H))(上気道および眼刺激)  
(酸化第二鉄)  
ACGIH(2005)TWA: 5 mg/ m<sup>3</sup>(R)(じん肺)  
(カーボンブラック)  
ACGIH(2010)TWA: 3 mg/ m<sup>3</sup>(I)  
(酸化チタン(IV))  
ACGIH(1992)TWA: 10 mg/ m<sup>3</sup>(下気道刺激)

**ばく露防止**

- 設備対策: 適切な換気のある場所で取扱う。  
手洗い/洗顔設備を設ける。

**保護具**

- 呼吸器用保護具: 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。
- 手の保護具: 保護手袋を着用する。
- 眼の保護具: 保護眼鏡/顔面保護具を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具: 保護衣を着用する。
- 衛生対策: 眼、皮膚、衣類に付けないこと。  
妊娠中/授乳期中は接触を避けること。  
取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
休憩、終業時は手洗い、うがいをする。

---

## 9.物理的及び化学的性質

**物理的状态**

- 形状: 粘稠液体

---

## 10.安定性及び反応性

- 化学的安定性: 通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

## 11.有害性情報

### 毒性学的影響に関する情報

#### 急性毒性

##### 急性毒性(経口):

[日本公表根拠データ]  
(エチレングリコール)  
rat LD50 4000 mg/kg (CICAD 45,2002)

#### 局所効果

##### 皮膚腐食性・刺激性:

[日本公表根拠データ]  
(酸化第二鉄)  
ヒト 中等度の刺激性 (ICSC(J),2004et al)

##### 眼に対する重篤な損傷・刺激性:

[日本公表根拠データ]  
(エチレングリコール)  
ラビット 結膜刺激 (CICAD 45,2002)  
(酸化第二鉄)  
ヒト 腐食性 (IUCLID,2000)  
(酸化チタン(IV))  
ラビット 軽度の刺激性 (IUCLID,2000)

##### 感作性: データなし

##### 生殖細胞変異原性: データなし

##### 発がん性:

[日本公表根拠データ]  
(カーボンブラック)  
IARC (65,1996) Gr. 2B et al  
(酸化チタン(IV))  
IARC (Monograph Vol. 93, in preparation) 粒径 10-50 nm Gr. 2B  
(酸化第二鉄)  
IARC- Gr. 3: ヒトに対する発がん性については分類できない  
(カーボンブラック)  
IARC- Gr. 2B: ヒトに対して発がん性があるかもしれない  
(酸化チタン(IV))  
IARC- Gr. 2B: ヒトに対して発がん性があるかもしれない  
(二酸化ケイ素)  
IARC- Gr. 3: ヒトに対する発がん性については分類できない  
(カーボンブラック)  
ACGIH-A3(2010): 確認された動物発がん性因子であるが、ヒトとの関連は不明  
(エチレングリコール)  
ACGIH-A4(1992): ヒト発がん性因子として分類できない  
(酸化第二鉄)  
ACGIH-A4(2005): ヒト発がん性因子として分類できない  
(酸化チタン(IV))  
ACGIH-A4(1992): ヒト発がん性因子として分類できない  
(カーボンブラック)  
日本産衛学会-2B: 人におそらく発がん性があると判断できる証拠が比較的十分でない物質  
(酸化チタン(IV))  
日本産衛学会-2B: 人におそらく発がん性があると判断できる証拠が比較的十分でない物質

#### 生殖毒性

##### 催奇形性: データなし

##### 短期ばく露による即時影響、長期ばく露による遅延/慢性影響

##### 特定標的臓器毒性

##### 特定標的臓器毒性(単回ばく露):

##### [区分1]

[日本公表根拠データ]  
(エチレングリコール) 中枢神経系、腎臓、心臓、呼吸器(CERI ハザードデータ集,1998)

##### [区分3(気道刺激性)]

[日本公表根拠データ]  
(酸化第二鉄) 気道刺激性 (ICSC(J),2004; IUCLID,2000)

##### 特定標的臓器毒性(反復ばく露)

##### [区分1]

[日本公表根拠データ]  
(エチレングリコール) 中枢神経系、呼吸器、心臓 (環境省リスク評価,2004)

(カーボンブラック) 肺 (IARC vol. 65,1996)  
 (酸化第二鉄) 呼吸器系 (ACGIH, 2001)  
 吸引性呼吸器有害性: データなし  
 その他情報: この調合製品自体のデータは得られていない。

## 12. 環境影響情報

生態毒性  
 水生毒性  
 水生毒性(急性)成分データ:  
   [日本公表根拠データ]  
   (エチレングリコール)  
   魚類(ヒメダカ) LC50 > 100 mg/L/96hr (環境省,2001)  
   (カーボンブラック)  
   甲殻類(オオミジンコ) LC50 > 5600 mg/L/24hr(SIDS,2006)  
 水溶解度:  
   (エチレングリコール)  
   100g/100ml (PHYSROP Database,2005)  
   (酸化第二鉄)  
   溶けない (ICSC,2004)  
   (カーボンブラック)  
   溶けない (ICSC,2010)  
   (酸化チタン(IV))  
   溶けない (HSDB,2004)  
   (フタロシアニンブルー)  
   溶けない (ICSC,2006)  
 残留性/分解性: データなし  
 生体蓄積性:  
   (エチレングリコール)  
   log Pow=-1.93 (ICSC,1999)  
   (フタロシアニンブルー)  
   log Pow=6.6 (calc.) (ICSC,2006)  
 その他情報: この調合製品自体のデータは得られていない。

## 13. 廃棄上の注意

廃棄物の処理方法:  
 環境への放出を避けること。  
 内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。  
 承認された廃棄物集積場で処理する。  
 環境汚染を防止するために適切な容器等を使用する。

## 14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類:  
 国連番号に該当しない  
 特別の安全対策:  
 直射日光、雨にばく露されないように運搬する。  
 バルク輸送における MARPOL 条約附属書 II 改訂有害液体物質及び IBC コード  
 有害液体物質 (Y 類)  
 エチレングリコール  
 有害液体物質 (Z 類)  
 酸化チタン(IV)

---

## 15.適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令

労働安全衛生法:

粉じん障害防止規則(令 19 号)

カーボンブラック

名称通知危険/有害物(第 57 条の 2、令第 18 条の 2 別表 9)

エチレングリコール;カーボンブラック;酸化チタン(IV);酸化第二鉄;酸化水酸化鉄(III);合成非結晶質シリカ;二酸化ケイ素;塩素化フタロシアニングリーン;フタロシアニンブルー

消防法に該当しない。

化審法

優先評価化学物質

エチレングリコール

じん肺法

酸化チタン(IV);カーボンブラック;合成非結晶質シリカ;二酸化ケイ素

大気汚染防止法

有害大気汚染物質(中環審第 9 次答申)

塩素化フタロシアニングリーン;フタロシアニンブルー

水質汚濁防止法

指定物質

酸化第二鉄;酸化水酸化鉄(III);塩素化フタロシアニングリーン;フタロシアニンブルー

適用法規情報

この物質に関する貴国又は地方の規制に関する調査は貴社の責任で処理願います。

---

## 16.その他情報

参考文献 (社)日本塗料工業会「MSDS用物質データベース」

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals,(5th ed.,2013),UN

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 18th edit,2013 UN

Classification,labelling and packaging of substances and mixtures(table3-1 ECNO6182012)

2012 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK(US DOT)

2015 TLVs and BEIs.(ACGIH)

各原材料製造会社の安全データシート

---

本データシートは作成時または改訂時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱い情報)を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い改訂いたします。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり保証値ではありません。本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。

---